

事業分野

我が国の資本・技術 集約型輸出の支援

課題 4-1
日本企業の輸出
競争力確保

課題 4-2
日本企業の輸出
機会創出

課題 4-3
我が国輸出産業
に配慮した公的輸出
信用制度改善

本事業分野における課題

中期の業務戦略(2005年3月改定)および平成18年度年間事業計画(2006年4月策定)では、

(1) 我が国プラント・造船事業は、有力欧米企業及び安価な労働力等を武器にしたアジア企業との熾烈な競争に晒されており、また、先進各国が官民一体のトップセールスや公的輸出信用機関の活用により自国企業の輸出支援を行う状況下、日本企業の輸出競争力確保のため、早い段階でのファイナンス条件提示による競合先とのイコールフットイング確保や、中東諸国といった政治的な不安定性を抱える地域への輸出案件増加等を踏まえた、ポリティカルリスク等の多様な海外リスクへの対応が求められている、

(2) 他国企業との国際競争が一層激化する中、各社ともプロジェクトの初期段階からファイナンスも含めた提案型の案件形成が求められており、案件発掘・形成調査業務による入札機会の拡大支援や、開発途上国向けクレジットライン等による輸出促進に繋がる枠組み整備等、日本企業にとっての入札環境改善が求められており、他方、円借款においても開発途上国の経済社会開発を効果的に進めるため、日本企業が有する優れた技術・ノウハウの活用が求められている、

(3) 日本企業の国際競争力確保や国際競争自体の公平性確保のためには、海外分野における民間金融機能の状況を十分に踏まえつつ、我が国輸出産業の意見にも配慮した形での、国際的な公的輸出信用の取り決め(OECD 輸出信用アレンジメント)の制度改善に積極的に関与することが必要、

等の認識のもと、我が国の資本・技術集約型輸出の支援に向けた以下3つの課題を設定しています。

- 日本企業の輸出競争力確保 (課題 4-1)
- 日本企業の輸出機会創出 (課題 4-2)
- 我が国輸出産業に配慮した公的輸出信用制度改善(課題 4-3)

事業環境

2006年度の我が国のプラント・エンジニアリング成約実績(経済産

業省調べ)は、機種別では発電(31%)、エネルギー(21%)、交通(15%)、地域別ではアジア(36%)、中東(26%)向けを中心に、総額 179 億ドルとなり、対前年度比で 3 割減となりましたが、件数は 1,076 件と対前年度比で 16%増加しました。原油高によるオイルマネーを背景に、2005 年以降最大のシェアを占めている中東地域や、安定した経済成長を続けるアジア地域が我が国企業にとって主要な輸出先となっています。我が国企業の技術水準は国際市場で高く評価されているものの、輸出市場では欧米企業その他、中国をはじめとするアジア企業との競合も熾烈化しています。また制度面での課題として、各国企業間の公正な競争環境を確保すべく、OECD 輸出信用アレンジメントが適用されない国々をいかに共通の枠組みに取り込むかという点が議論されています。

平成 18 年度評価のサマリー

本事業分野の課題への取り組み状況については、3 つの課題につきいずれも「 」との評価結果となりました。各課題の評価で特筆すべき事項等は以下の通りです。

日本企業の輸出競争力確保 (課題 4-1)

評価

我が国企業は、主要な輸出市場であるアジア、中東地域に加え、ロシア、中東欧、中南米等の新興市場向け輸出ビジネスを積極的に展開し、こうした企業に本行が支援の意図を表明した件数は計画を大幅に上回りました。借入人の資金調達手段変更や我が国企業の失注等の影響もあり、海外リスクを取って与信を実現した輸出案件への融資承諾件数は計画を下回ったものの、インドネシアやウクライナにおける地場民間企業の信用力に依拠した初の融資案件や、メキシコ固有の契約形態に対応した発電事業向け融資案件など、我が国企業の世界的な輸出ビジネス展開に応じて、多様なリスク対応策を活用しました。引き続き、リスク対応能力や海外ネットワーク等を活用し、我が国企業の輸出競争力確保に向けて取り組むことが必要です。

日本企業の輸出機会創出 (課題 4-2)

評価

ブルガリアの風力発電事業では、本行の案件形成・形成調査が我が国企業の発電機器輸出契約の受注に結びつきました。開発途上国向けの輸出クレジットライン等の実績は、相手国側の手続き遅延や政策変更により計画を下回りましたが、アフリカの地域開発金融機関や電力公社をはじめ、ブルガリア、インド、ロシアの現地金融機関向けに輸出クレジットライン(融資枠)を設置したほか、オーストリアの民間金融機関と中東欧地域向けバンクローン設定に向けた覚書を調印する等、新興市場国を中心に日本企業の輸出促進に繋がる枠組み整備を進めました。本邦技術活用条件を適用した円借款の件数は計画をほぼ達成し、ベトナム、インドネシア、フィリピン等で我が国の技術・ノウハウを活用した事業を支援しました。今後も本行の有する制度を活用しつつ、我が国企業の輸出機会創出に努めることが重要です。

我が国輸出産業に配慮した公的輸出信用制度改善 (課題 4-3)

評価

OECD の各種部会、専門家会合等での提言を通じ、環境コモンアプローチの見直し、輸出信用対象国への適切な格付け見直し等を実現し、輸出者間の公正な競争環境確保に貢献しました。また、

2006年11月に開催されたアジア輸銀フォーラム第12回年次会合では、アジア各国の輸出信用機関(ECA)による連携促進を目指す合意文書に調印したほか、「汎アジア輸銀債」構想の実現に向けて検討を進めていくことで合意しました。さらに、韓国輸出入銀行、中国輸出信用保険会社との間で情報交換や知的協力を目的とする覚書に調印し、日本企業と韓国・中国企業との共同プロジェクトを促進する枠組みを整備しました。今後も、OECD非加盟国を含む他国ECAとの関係強化を図り、国際市場の動向に機動的に対応しつつ、我が国輸出産業に配慮した環境を整備していく必要があります。

課題 4-1

日本企業の輸出競争力確保

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)	2006 (18年度)		2007 (19年度)
						計画	実績	計画
他国企業との競合案件における日本企業の支援強化	(指標 1) 本行が入札段階を含め事前に日本企業に対する支援の意向を表明した案件数		新規		80	61	87	49
多様なリスク対応策による円滑なファイナンス組成の推進	(指標 2) 海外リスクをとって与信を実現した輸出プロジェクトに対する出融資保証承諾案件数		新規		30	47	36	34
評価結果								

：優れた取り組みがなされたと評価します。 ：良好な取り組みがなされたと評価します。 ：今後の取り組みに留意が必要です。
 -：外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

他国企業との競合案件における日本企業の支援強化

- （指標 1）の実績は計画を大きく上回りました。近年の我が国企業の輸出ビジネスの動向を反映し、アジア、中東向けの発電プラント、交通インフラ等輸出案件が実績の大半を占めています。その他にも、ロシア、中東欧、中南米向けのプラント、通信機器等の輸出案件に対して支援意向を表明し、我が国企業の競合先との対等な競争条件確保や、新興市場開拓のニーズに適切に対応しました。本行が支援意向を表明した案件のうち、ベトナム向けの発電プラント輸出案件等、複数の案件において我が国企業の受注が実現しました。

多様なリスク対応策による円滑なファイナンス組成の推進

- （指標 2）の実績は、計画を下回りました。これは主として、借入人の資金調達手段変更に伴う要請取り下げ、我が国企業の失注等によるものです。実績の例は以下のとおりであり、開発途上国のカントリーリスクテイクによる融資、輸出先特有の契約スキームに対応した融資、地場企業・金融機関の信用力に依拠した融資等、新たな与信先開拓も含めたファイナンス組成を積極的に行い、新興市場国も含めた我が国企業の輸出ビジネス展開を金融面から多角的に支援しました。
 - 本行は 2005 年 11 月、ベトナム電力公社向けに、同社グループ企業が我が国企業から発電プラントを購入する資金を融資しました。その後、ベトナム政府は逼迫する国内電力需給に対応すべく発電所の増設を決定、電力公社は我が国企業に発電プラントを発注するとともに、本行に対しても再び融資を要請し、2007 年 3 月に融資契約調印に至りました。
 - メキシコにおいて、OPF というメキシコ固有の契約形態に基づく大型発電所建設の所要資金を、民間金融機関と共に現地法人へ融資しました（105 頁、事例紹介参照）。

<事例紹介> メキシコ大型発電事業向けバイヤーズ・クレジット(メキシコ)

2005年4月に日墨経済連携協定(通称：日墨 EPA)が発効して以降、メキシコにおける我が国企業のビジネス展開の活性化が期待されています。こうした中、本行は、我が国企業が出資するメキシコ法人カルボエレクトリカ・ディアマンテ(Carboelectrica Diamante, S.A. de C.V.(CDSA))向けに、民間金融機関との協調融資にて、火力発電所建設事業を対象とするバイヤーズ・クレジットを供与しました。

本融資は、我が国企業がCDSAを通じてメキシコ連邦電力委員会(Comision Federal de Electricidad (CFE))から受注した、石炭焚き火力発電所を建設する際に必要な日本からの機器及び役務の購入資金として利用されます。本事業は、OPF^(注)と呼ばれるメキシコ固有の契約形態で我が国企業が同国から受注した初の大型インフラ事業です。OPFでは、通常の工事進捗に応じた契約代金の分割支払が行われず、工事完工後に一括して代金が支払われるため、本融資は工事完了時点までのCFEの本事業に対する代金支払いのリスクを取るものです。

(注) Obra Publica Financiada：民間事業者が発電プラント等の資金調達及び建設を行い、完工時に一括で政府機関(CFE等)より契約代金を回収するメキシコ固有の契約形態。

➤ 地場の事業会社の信用力に依拠した融資を幅広く展開しました。主な事例は以下の通りです。

- ◇ インドネシアの石炭採掘会社が我が国企業から鉱山機器を購入するための資金を融資しました。これは、本行がインドネシアの民間企業の信用力に依拠する初めての融資案件です(事例紹介参照)。
- ◇ 本行としてウクライナ企業の信用力に依拠する初の案件として、同国鉄鋼製造業者が我が国企業から副生ガス発電設備を購入する資金を融資しました(97頁、事例紹介参照)。

<事例紹介> インドネシア石炭採掘会社向けバイヤーズ・クレジット(インドネシア)

インドネシアでは好調な経済成長を背景に電力需要が増加しており、電力需給の逼迫への対応が重要な課題となっています。このため同国では、石油代替燃料の有効活用を図るべく、石炭焚き発電所の建設促進に力を入れており、今後、石炭需要の増大が見込まれています

本行は、同国の石炭採掘会社であるパマペルサダ・ヌサンタラ社が我が国企業から石炭採掘用の鉱山機器を購入する資金を、民間金融機関との協調融資にて供与しました。これは、本行がインドネシア民間企業の信用力に依拠する初の融資案件です。

本件は我が国企業の国際ビジネス展開を支援するのみならず、インドネシア国内並びにアジア域内の資源の有効活用・需給緩和、ひいては日本のエネルギー安全保障へ貢献するものと期待されます。

➤ 地場金融機関等の信用力に依拠した形での輸出バンクローンを、ウクライナ輸出入銀行に供与しました(106頁、事例紹介参照)。

< 事例紹介 > バンクローンを通じた我が国企業によるウクライナ向け輸出支援(ウクライナ)

ウクライナは、1991年の旧ソ連からの独立以降、経済が低迷していましたが、鉄鋼業を中心とした輸出拡大等により経済成長が著しく、我が国企業は今後の有望な輸出先の一つとして注目しています。

本行は2006年9月に、ウクライナ輸出入銀行に対し、ウクライナ中小企業が我が国企業から自動包装機器を購入するための資金として、約1億4千万円を限度とする融資(バンクローン)を供与しました。本融資は、本行のウクライナ向けの融資としては初めて同国政府からの信用保証を求めずに、借入人であるウクライナ輸出入銀行の信用力に依拠して融資を行ったものです。

ロシアをはじめとする旧ソ連諸国は、新興市場国として我が国企業からも注目を集めていますが、民間企業にとっては対応が困難なリスクも存在するため、本行による金融面の支援に強い期待が寄せられています。本融資は、本行が地場金融機関リスクをテイクすることで、我が国企業の輸出ビジネスを促進するものとして関係者から評価されています。

2. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・ 我が国のプラント輸出の成約実績は回復傾向にあるものの、他国との競争条件のイコール・フットイング(公平性)を確保すべく、本行のリスク対応能力、海外ネットワーク等を活用して、新規与信先開拓や積極的なリスクテイクも含め、引き続き我が国企業の輸出競争力確保に向けた取り組みが必要です。

課題 4-2

日本企業の輸出機会創出

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)	2006 (18年度)		2007 (19年度)
						計画	実績	計画
案件発掘・形成調査業務の活用による日本企業の入札機会の拡大支援	(指標1) モニタリング指標 案件発掘・形成調査業務実施案件で、プロジェクト実施主体が機器等の調達段階に入ったもののうち、日本企業が受注したか、または入札機会を得た案件の割合	100%	100%	100%	100%		100%	
開発途上国政府・機関等との日本企業の輸出促進に繋がる枠組み整備	(指標2) 開発途上国向け輸出クレジットラインの設置件数、及びフレームワーク・アグリーメントの締結件数		新規		9	13	10	7
本邦技術活用条件(STEP)の円借款案件における日本企業の有する技術の活用	(指標3) 本邦技術活用条件(STEP)を適用した円借款の承諾プロジェクト数		新規		4	7	6	9
評価結果								

○:優れた取り組みがなされたと評価します。 △:良好な取り組みがなされたと評価します。 △:今後の取り組みに留意が必要です。
-:外部環境の変化等により評価不能。

() (指標3)については、2005年度は案件数を、2006年度はプロジェクト数を、計画値、実績値として計上。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

案件発掘・形成調査業務の活用による日本企業の入札機会の拡大支援

- (指標1)について、2006年度に調達段階に入った案件は1件(ブルガリアの風力発電事業)のみでしたが、我が国企業の受注に結び付けました。
 - ブルガリアのカリアクラ風力発電事業(128頁、事例紹介参照)では、本行が案件発掘・形成調査業務の一環として、我が国企業と共に事業の可能性につき調査を行いました(2005年度)。調査にて提言された設計仕様、スケジュール、ファイナンス等が優れたものと評価され、調査を実施した我が国企業が発電機器の輸出契約を受注しました。なお、我が国企業の受注を受け、本行は当該事業に必要な資金を現地事業会社へ融資しました(2007年3月)。

開発途上国政府・機関等との日本企業の輸出促進に繋がる枠組み整備

- (指標2)の実績は計画を下回りました。これは、相手国側の手続き遅延、政策変更に伴う検討取り下げによるものです。特筆すべき実績としては、我が国企業のアフリカ向け輸出を支援するため、アフリカの地域開発金融機関及び電力公社向けにクレジットラインを設定したことが挙げられます(108頁、事例紹介参照)。その他、ブルガリアの政府系金融機関、インドの国営商業銀行向けにクレジットラインを設定したほか、従来の取引関係を梃子として、トルコの民間事業会社やロシア国営銀行にもクレジットラインを設定しました。

輸出クレジットラインの設定により、ファイナンス条件を予め固定できることから、我が国輸出企業が初期段階から競争力ある案件提案を行うことが可能となり、輸出競争力を強化することが期待されます。

- ブルガリアの現地企業が我が国企業から機械設備等を輸入するためのクレジットラインを、同国政府系金融機関に設定しました。本件は、本行による初の同国向けクレジットライン設定であり、EUを主な市場とする現地企業のニーズに合わせ、ユーロ建てにて設定しています。
- インド最大の国営商業銀行向けに、同国及びスリランカの地場企業が我が国企業から機械・設備等を輸入するための資金として、クレジットラインを設定しました。本融資は円・米ドル両建てで、輸入者である地場企業にとって利便性が高いものとなっています。
- トルコの民間事業会社向けに、我が国企業から産業機械を購入するための資金としてクレジットラインを設定しました。本行は 2005 年 9 月にも同社向けにクレジットラインを設定しましたが、我が国からの輸入により融資枠は順調に利用され、同社から追加的な融資枠の要請があり、後続のクレジットライン設定が実現しました。
- ロシア連邦政府の対外借入窓口であるソ連邦対外経済活動銀行(通称:VEB)に、電力案件、製造業案件、インフラ案件において日本から設備等を輸入するための資金としてクレジットラインを設定しました。本行は 2006 年 6 月に、ロシア企業が日本から冷蔵庫関連機器を購入する資金として、VEB にバンクローンを供与していますが、本融資はこれに続き、VEB への資金面の支援を通じて、我が国企業のロシア向け輸出促進を金融面から支援するものです。

< 事例紹介 > 東・南アフリカ貿易開発銀行、南アフリカ電力公社向けクレジットライン

2005 年のグレンイーグルズ・サミットにおいて、G8が一層力強くアフリカ諸国を支援していくことで意見が一致し、我が国政府も「対アフリカ支援イニシアティブ」において、貿易・投資を通じて民間部門の育成が経済発展の鍵であると提唱しています。

本行は、アフリカ諸国の投資環境改善のための提言書(通称:Blue Book)をケニア、ウガンダ、タンザニア、ガーナへ提供する等、アフリカにおける民間セクターのビジネス支援に取り組んできましたが、アフリカの地域開発金融機関である東・南アフリカ貿易開発銀行及び南アフリカ電力公社に相次いでクレジットラインを設定しました(2007 年 2 月)。いずれも日本からの機器設備等輸入のための資金として利用されるものです。アフリカ諸国では高い経済成長に合わせて貿易量も増加しており、我が国企業による輸出・投資の拡大も期待されています。こうした環境の下、本融資はアフリカ諸国における経済発展並びに我が国企業のビジネス機会獲得を支援するものです。

なお、本行は 2006 年 10 月に東・南アフリカ貿易開発銀行と、2006 年 12 月に南アフリカ政府と、それぞれ協力関係構築に向けた協定を締結し、具体的な金融支援について検討を重ねてきました。本件のクレジットライン設定はこうした取り組みの具体的な成果といえます。

・(指標 2)には含まれませんが、オーストリアのウィーンを本拠地とする民間金融機関であるライフアイゼン・インターナショナル・バンク・ホールディング(略称:RI)との間で、中東欧地域におけるバンクローン設定に向けた覚書に調印しました。RIは中東欧地域に幅広いネットワークを有しており、同社の小会社を通じたバンクローンによって、日本からこれらの市場経済移行国へ向けた機械設備等の輸出拡大を図るものです。

本邦技術活用条件(STEP)の円借款案件における日本企業の有する技術の活用

- ・ (指標 3)の実績は、計画をほぼ達成しました。「本邦技術活用条件(STEP)」は、日本の優れた技術・ノウハウを開発途上国へ技術移転することにより「顔の見える援助」を促進するとともに、我が国企業の受注機会の拡大に寄与するものですが、2006年度は、ベトナムにおける都市鉄道建設事業(事例紹介参照)、インドネシアにおける国土空間データ基盤整備事業、フィリピンにおける河川改修事業等で STEP 円借款が供与されました。

<事例紹介> ホーチミン市都市鉄道建設事業(ベトナム)

ホーチミンはベトナム南部経済圏の中心として重要な役割を担っていますが、投資拡大による経済成長に加えて、人口増加とオートバイの普及により道路交通量が急激に増えており、渋滞の発生、交通安全の低下、大気汚染等の問題が生じています。

このような問題を解決するためには、既存の公共交通(バス、既存鉄道)の輸送能力及び道路網の大幅な拡充は困難であるため、新たな大量都市交通システムの整備が必要とされています。本行は、ホーチミン市の総延長19.7kmの都市鉄道(地下鉄及び高架鉄道)建設事業にSTEPの円借款を供与し、増加する交通需要に対応すると共に、地域経済の発展及び都市環境の改善を支援しました。

我が国の鉄道技術は、時間の正確性、大量輸送能力、高い安全性、省エネルギー等の強みを持ち、世界的にも極めて高い技術水準を誇っています。本事業はベトナムでは初めての本格的な都市鉄道建設事業ですが、こうした我が国の鉄道技術が活用されることにより、効率的な都市交通システムの実現が期待されます。

- ・ 指標には含まれませんが、2006年度には日本政府とともに STEP の調達規定を見直し、我が国からの調達対象分野を拡大することで、STEP 円借款の利便性を向上させました。

2. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・ ロシア・中東欧やアフリカ等の新興市場に対する注目が高まり、我が国企業の輸出機会拡大の潜在的チャンスが高まっているところ、本行が有する海外とのネットワーク、案件発掘・形成調査、輸出クレジットライン、STEP 等を活用し、我が国企業の輸出機会の創出に引き続き努めることが重要です。

課題 4-3

我が国輸出産業に配慮した公的輸出信用制度改善

取り組み例	指標	2002	2003	2004	2005	2006		2007	
		(14年度)	(15年度)	(16年度)	(17年度)	(18年度)	(19年度)		
						計画	実績	計画	
公的輸出信用制度の見直しにあたっての、我が国輸出産業に配慮した改善の実現	(指標 1) モニタリング指標 OECD 輸出信用アレンジメント等、公的輸出信用制度の改善件数	新規				10		17	
他国輸出信用機関(ECA)との協力関係強化									
評価結果									

○:優れた取り組みがなされたと評価します。 □:良好な取り組みがなされたと評価します。 △:今後の取り組みに留意が必要です。
 -:外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

公的輸出信用制度の見直しにあたっての、我が国輸出産業に配慮した改善の実現

・国際的な公的輸出信用の取り決めとして OECD で合意している「公的輸出信用アレンジメント」につき、本行は、OECD の各種部会・専門家会合等に出席し、我が国企業を含む輸出者間の公正な国際競争が確保された枠組みとなるよう、各種提言を行いました。こうした取り組みを示す(指標 1)の具体例は、以下のとおりです。

- 輸出信用供与時に必要な環境社会配慮の共通ルールである「環境コモンアプローチ」の見直し(注 1): 1 件

(注 1) 社会配慮項目の定義の明確化、プロジェクトファイナンス案件に適用される基準の見直し。なお、OECD 部会での検討は 2006 年度を通じて行われ、2007 年 6 月に合意された。

- カントリーリスク専門家会合(CRE 会合)における、我が国輸出産業にも配慮した輸出信用対象国の格付け見直し(注 2): 16 件

(注 2)本行は、公的輸出信用にかかるカントリーリスク格付け(最低リスクプレミアム算出への活用が目的)を行う、CRE 会合に参加しています。2006 年度には約 150 カ国が格付け対象となりましたが、そのうち我が国企業の輸出が見込まれ、かつ、既存の格付けがマクロ経済等の実体を適切に反映していないと考えられる国については、他国輸出信用機関(ECA)とも意見交換・連携しつつ会合で積極的に修正提案を行なったところ 16 カ国について対象国に見合った適切な格付けとなりました。

他国輸出信用機関(ECA)との協力関係強化

・ アジア域内 ECA との協力関係強化の取り組みとして、以下のような実績が挙げられます。

- 本行が主催したアジア輸銀フォーラム第12回年次会合(2006年11月)において、アジア各国の輸銀8機関との間で、メンバー間の連携促進を内容とする合意文書(東京コンセンサス)を調印し、エネルギー安全保障の基盤整備、中小企業・裾野産業支援、第三国との貿易・投資促進における連携、人材育成における協力、等の重点分野において、具体的連携の実現に向けて議論を継続していくことで合意しました。さらに、初の資金調達面での協調として本行が提案した「汎アジア輸銀債」構想(注3)についても、参加輸銀間で実現に向け検討していくことが合意されました。

(注3)アジア各国の輸銀が発行する債券を束ね、これらを担保とする債券(債券担保証券、CBO: Collateralized Bond Obligations)を発行する構想。

- 韓国輸出入銀行との間で、今後の協調融資候補案件に関する情報交換や環境社会配慮における協力などを目的とする覚書を締結しました。本覚書に基づく両行の連携、情報交換により、日韓両国企業の相互補完と協調による、新しいビジネスモデルの構築を図るものです。
- 中国輸出信用保険公司(略称: SINOSURE)との間で、日中企業の共同プロジェクトに関する情報交換や環境社会配慮についての本行から SINOSURE に対するノウハウの提供などを目的とする覚書を締結しました。近年、第三国において日中企業が共同でプラント受注を行う機会が増加傾向にありますが、本覚書は、日中両国企業の共同プロジェクトを促進し、我が国企業の国際ビジネスにおける競争力確保を支援するものです。

2. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・ 我が国企業による新興市場国向けの輸出機会が拡大する中、OECD 非加盟の輸出信用機関との協力関係を一層強化し、公正な競争環境下での我が国輸出産業に対する支援を引き続き行っていくことが重要です。